

Title	女人禁制と山岳信仰
Sub Title	Exclusion of women and mountain beliefs
Author	鈴木, 正崇(Suzuki, Masataka)
Publisher	三田哲學會
Publication year	2022
Jtitle	哲學 (Philosophy). No.149 (2022. 3) ,p.145- 179
JaLC DOI	
Abstract	<p>The exclusion of women is the taboo of prohibition for women (女人禁制) to climb the sacred mountains, entering the sacred places of temples and shrines, and participation in festivals and Buddhist rituals. The reason of taboo is the pollution of women . In modern times, such practice is regarded as discrimination against women, denounced as violating the gender equality, and argued against respect for human rights due to contempt for women and disdain for women.</p> <p>However, the exclusion of women for the sacred places goes back to the pre-modern period, there is a big disconnection from modern thinking, and the context is also very different from the pre-modern period.</p> <p>This paper consists four parts. At first, we examine the taboo for women and the liminal borders based on historical sources, and presents hypotheses regarding the origin of taboo. The second discusses the change in women's liminal borders (女人結界) from temporary regulation to permanent regulation on the pollution of women, from a view of women's inferiority to a view of women's sins. The big change has been the introducing of the sutra called Ketsubonkyō (血盆經) to stress the pollution of women. Third, we will discuss the creation of "boundary culture" through the theatricalization of women's prohibition and the movement of women around liminal boundaries. Fourthly, regarding modern times, we will discuss the regional development of the exclusion of women and the process leading to the lifting of the ban, and consider "heritage" such as registration of mountain sacred sites as World Heritage Sites and Japanese Heritage Sites.</p>
Notes	投稿論文
Genre	Journal Article

URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000149-0145
-----	---

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

女人禁制と山岳信仰

鈴木 正 崇*

Exclusion of Women and Mountain Beliefs

Masataka Suzuki

The exclusion of women is the taboo of prohibition for women (女人禁制) to climb the sacred mountains, entering the sacred places of temples and shrines, and participation in festivals and Buddhist rituals. The reason of taboo is the pollution of women. In modern times, such practice is regarded as discrimination against women, denounced as violating the gender equality, and argued against respect for human rights due to contempt for women and disdain for women.

However, the exclusion of women for the sacred places goes back to the pre-modern period, there is a big disconnection from modern thinking, and the context is also very different from the pre-modern period.

This paper consists four parts. At first, we examine the taboo for women and the liminal borders based on historical sources, and presents hypotheses regarding the origin of taboo. The second discusses the change in women's liminal borders (女人結界) from temporary regulation to permanent regulation on the pollution of women, from a view of women's inferiority to a view of women's sins. The big change has been the introducing of the sutra called Ketsubonkyō (血盆経) to stress the pollution of women. Third, we will discuss the creation of "boundary culture" through the theatricalization of women's prohibition and the movement of women around liminal boundaries. Fourthly, regarding modern times, we will discuss the regional development of the exclusion of women and the process leading to the lifting of the ban, and consider "heritage" such as registration of mountain sacred sites as World Heritage Sites and Japanese Heritage Sites.

* 慶應義塾大学名誉教授

1. 女人禁制への視座

女人禁制は、女性の霊山への登拝を禁忌とし、寺社の神聖な場への立ち入りを禁じて、祭事や仏事への参加を不可とするなど、主として信仰に関わる禁制の総称をいう。現代では女人禁制の慣行は女性差別と見なされ、男女同権、ジェンダー平等に反するとして糾弾され、男尊女卑や女性蔑視で人権の尊重にも反すると主張されている。ただし女人禁制の起源は前近代に遡り、近代の思考との間には大きな断絶があり、文脈も前近代は大きく異なる。女人禁制の理解にあたっては、差別や人権などの近代の概念による解釈を一旦停止し、禁制を支えた思想や論理、禁制の生成と消滅の歴史の変遷の諸相を見つめ直す必要がある。人権の意識も時代と社会によって変わる。我々の「意識と行動」が人権を規定するという柔軟な認識の在り方も必要ではないか。

他方、女人禁制の維持を主張する人々は、女人禁制は「伝統」に基づく主張する。しかし、伝統もまた近代の概念であり、思考様式の変化によって、従来は意識されなかったものが近代への「対抗言説」として浮上した実践や思想である。実際には「伝統」の内実の説明は難しいにも拘わらず、強い言説として機能してきた。女人禁制を問うことは、「差別」と共に「伝統」を近代の言説として再検討するという課題と表裏一体である。女人禁制は、社会・文化的背景の中に位置付けて、使用される文脈を考え直す必要があるだろう。

本稿は女人禁制を強固に維持してきた山岳信仰に焦点を合わせて、歴史的経緯を概観した後に、維持されてきた経緯を多角的に論じ、今後の行方を考察する¹。

2. 女人禁制とは

現在も寺院の内陣や神社の神聖な場所への女性の立ち入りを認めない所は多い。例えば、東大寺二月堂では外陣は女性の拝観は許可するが、内陣

は女人禁制で参加する練行衆は男性限定で、この禁忌を撤回すれば、奈良時代から続く修二会（お水取り）は実行できなくなる。祭りへの参加も男性限定の行事が多く、京都祇園祭の山鉾巡行は現在でも祭り当日は、女性が山鉾に上がることを認めていない。民俗の慣行であり習俗でもある。

明治以前は、日本の霊山の大半には女人結界が設けられ、女性の登拝は禁じられていた。一般にはこの習俗を女人禁制と考える。厳格に言えば、女人禁制は法制用語、女人結界は儀礼用語で [牛山 2008:558]、結界には仏教の影響が加わる。女人禁制と女人結界の禁忌は、鎌倉時代以降、山を行場として修行を体系化した修験道の展開によって強化されてきた。

女人禁制の理由は、①血の穢れに対する不浄観、②仏教の戒律（不邪淫戒）、③仏典に見える女性蔑視思想、④日本民俗の本質に根ざすなどが挙げられている [牛山 1996a:75]。有力視されている説は①で、女性の月経や出産の血の穢れ、特に月ごとの生理を穢れとする不浄観である。前近代では、女性は不浄や穢れのゆえに清浄地への立ち入りを禁じた。

各地の山々には女人禁制や女人結界の碑が残り、境界の地点を越えて女性が登拝すると山が荒れ大雨や土砂崩れなどが起るという伝承がある。山の神の怒りをかうのである。史料上の初見は、大江匡房編『本朝神仙伝』（12世紀前半）で、吉野の金峯山は金剛藏王が守る処で「戒の地として、女人を通はしめざる」とし、禁忌を犯して登拝した都藍尼とらんが雷電に打たれ阻止されたという。山は「戒」の地、戒律を遵守する聖地であると仏教的な解釈を加える。時代は下るが、『弘法大師開山縁起』（正徳5年・1715）では詳細な伝承を記す [日野西 1989:279～280]。本縁起によると、空海の母の尼公は83歳の時に息子に会いたいと矢立坂まで来た。ところが雷が鳴り、地震が起り、火の雨が降ってくる。山上から空海が降りてきて「この山は女人や重罪の者は参れぬ霊地」で、特に女人を禁じるのは「月水」を忌むからだと説く。尼公は40歳以降は月水は止まったと答える。空海は九条の袈裟を岩にかけて上を通れといい、老女が越そうとすると月水が

袈裟の上にこぼれ袈裟は火焰となって燃えあがり、岩は碎けて飛散した。尼は血の池に沈み登山を諦めたという。空海は山麓の慈尊院に母公を住まわせ、死後は舍利を石室に納めて弥勒として祀り、弥勒下生で衆生済度を約束したという。山中には、山上から落下してきた大石を空海が押し留めた両手跡が残る「押上石」、老母が流した悔し涙で出来た「涙川」、老母が悔しさのあまり捻った「捻石」、袈裟を掛けた「袈裟掛石」が遺跡として残る。山の女人結界に関わる禁忌では女性の生理の穢れを強調している。

3. 女人結界の禁忌

女人結界には、女性の参籠の御堂を設ける場合もある。高野山には七つの登拝路の山上到達地点ごとに女人堂があり、大峯山山上ヶ岳の山麓には役行者の母を祀る母公堂^{ははこどう}、吉野山青根ヶ峯の愛染に女人結界碑と母公堂跡があった。比叡山は近江の坂本からの登拝道は、垢坂（赤坂）が浄利結界で、近くに最澄の母の妙徳尼を祀った花摘堂の跡地が残る²。京都側の曼殊院道^{きんらざか}の雲母坂には浄利結界社、山麓には女人牛馬結界碑がある。女人堂に祀られる開山の母や高僧の母には、山の神の姥神も習合して子授けや安産が祈願された。女人結界の場は元々は石や木を祀る山の神（女神）の祭場だった可能性が高い。女人結界の近くには^{うばいし みこいし}姥石、巫女石、比丘尼石などの史跡が残り、禁忌を犯した女性が石になった跡と伝える³。立山では木に変えられ美女杉や禿杉と呼ばれている [廣瀬・清水 1995:150]。越境を侵犯した女性の名は、立山は止宇呂尼^{とらろに}、白山は融姥^{とらろのばば}、金峯山は都藍尼^{とらんに}、伯耆大山は登藍尼^{とらんに}、大峯山は役行者の母の白専女^{しらとうめ}などトラ系の呼称が共通し、アマやウバともいう。柳田國男はトラを巫女の総称と考え、境界で山の神の祭祀を行っていたとする仮説を提示した [柳田 1998 (1940):366～379]。日本の多くの山は死者の魂が赴く山中他界観が展開していたが、仏教の影響で山中に浄土や地獄があると考えられるようになり、結界はあの世とこの世の境界と見なされて、姥神は三途の川の畔で亡者の衣を剥ぎ取

る奪衣婆ともされた。立山の芦峯寺の女人結界で三途の川ともされる^{うば}媮ヶ谷（媮堂川）の西側には閻魔堂があり、布橋を越えた東岸の媮堂には六十六体のオンパサマ（媮尊）が祀られて女性救済が託された。オンパサマは奪衣婆ともされ境界の神の両義性を表す。

山と里の境界認識は明確であった。平地に住む農耕民には山は異界で、山に住む狩猟・焼畑民との生活圏の棲み分けがあり、山と里の間には「山の境界」が生成された。他方、山を生活の舞台とした狩猟・焼畑民も、神霊が棲む上部には踏み込まず山頂登拝は行わなかったと推定される。山は畏怖され特定地点から上は神聖な場所で、男女を問わず「禁足地」「不入の地」であったが、仏教の山林修行者が出現して、山へ登拝して霊力を得ようとする動きが始まる。いわゆる「開山」である。「山の境界」は仏教化されて「山の結界」となり、「不邪淫戒」の遵守や仏教經典の女性劣位の思想が加わって「女人結界」になる。「山の境界」→「山の結界」→「女人結界」という変化の過程が想定できるであろう。

4. 女人禁制の史料

山岳寺院への女性の入堂を禁じた初見史料は、最澄が比叡山での天台宗開宗にあたり大乘戒に基づいて僧徒を養成するための細則を取り決め、弘仁9年（818）8月27日に奏上した「勸奨天台宗年分学生式」、いわゆる「八条式」に遡ると推定されている[牛山 1996b:2]。牛山佳幸は、『門葉記』所引の建久5年（1194）8月15日無動寺大乘院供養願文に見える「仰當山は、大師の誓願として女人の攀躋^{はんせい}を嫌う」の文言の「誓願」を八条式の「凡天台寺院...（中略）...盜賊、酒、女等を禁ぜしめ、佛法を住持し、國家を守護す」の条文に相当すると考えた。この文言は世俗の欲望を断ち切る修行場に女性がいると性的な誘惑の念を引き起こして行の妨げとなると解釈されてきた。ただし、当時の条文には酒・女だけでなく、肉・五辛を

忌避した記録もあり、多くの禁忌の一つが女性であったともいえる。宗門では、「大師之誓願」の文言の通り、女人禁制は宗祖最澄が定めたと言われてきた。

平雅行は山の女人禁制は実態としては9世紀後半以降で、10世紀から11世紀初頭に確立したとする。史料の初見は『菅家文章』^{かんげぶんそう}卷十二所収の仁和2年(886)11月27日付「為清和女御源氏修功德願文」の「台嶽は婦人の^{のほ}攀るべき所にあらず、仁祠^{あに}豈塵累の触れる所ならんや」だという。比叡山では女性を塵と見なし参詣する資格なしとする記事である[平 1992:412]。牛山佳幸も同様で、史料上では9世紀後半に遡り、「高野山や比叡山を含む各地の山岳霊地に盛んに宣伝されてくるのは、11世紀中頃以降」[牛山 1990:51]とする。そして「女人禁制が差別的事象に転化する時期は、寺院や山岳霊場などで女性排除の理由を血の穢れで説明づけるようになる中世後期と見るべきであろう」[牛山 2008:558]とする。比叡山の記録には『耀天記』(鎌倉時代中期)延長4年(926)5月16日条に、尊意が天台座主に就任した時に山僧の夢に貴女が現れたので「此の山、昔より女人を許さず」と咎めたとあり^{ようてんき}4、源経頼『左経記』寛仁4年(1021)9月9日条には、比叡山に女人が登り廊下を歩いていたので僧は狂女として追い出したと記し[平 1992:411]、『本朝世紀』久安6年(1150)9月24日条に、尼が登ってきて無動寺に住まいしたので追い出したとある。他方、西口順子は、女人結界は神祇思想の淨穢観が仏法に取り込まれ、寺院で増幅して「聖域」の見方が強まり、11世紀後半頃に定まったとする[西口 1987:124]。

吉野の金峯山は、『善隣國寶記』天徳2年(958)条引用の『義楚六帖』(954)⁵に、金峯を「女人の上がり得たる曾てあらず、男子しらんと欲すれば、肉食色欲を断ち、求むる所を遂ぐ」が初見で、当時の金峯山の女人忌避は中国にも知られていた。他方、高野山は、空海が弘仁8年(817)に山上の七里四方を結界して俗人の立ち入りを禁じ、その中に女人も含むと推定されている⁶。但し、初見は『今昔物語』(12世紀)卷十一第二十五

話の高野山に「女永ク登ラズ」である。寺院の堂舎が成立すると領有権の寺域を定める政治的な動きが加わって、10世紀から11世紀には寺領の領有の根拠として結界が明確に定められていったと考えられている〔西口 1987:121～129〕。

空海は承和2年(836)に遷化し、遺言とされる『御遺告』の「不可入東寺僧房女人縁起第十八」には、東寺僧房や院内への女性の立ち入りを禁じ、女性は子孫繁栄に不可欠だが、仏弟子には諸悪の根源だとして、清浄の場への立入を不可とするとある。ただし、『御遺告』の最古の写本の奥書は安和2年(969)で、成立は950年頃とされる〔苦小牧 2010:56～59〕。

女人結界は、比叡山では最澄、高野山では空海が、山岳寺院の開創に際して宗祖が定めた歴史的事実と信じられてきた。明治5年(1872)9月27日付太政官布告第98号で女人結界は解除されたが、反対理由の根拠は開山・開基以来の伝統遵守であった〔鷲尾・神龜 1933:231, 233〕。

5. 「堂舎の結界」

山の女人禁制の発生に関して、牛山佳幸は仏教の戒律に基づく法的規制に起源を求め、不邪淫戒(五戒の一つ、僧侶の性行為を禁じる)に由来すると推定した〔牛山 1990:1～82〕。「戒律起源論」である。牛山説を要約すると、以下ようになる。飛鳥時代には自主規制であった戒律に関わる禁制が、奈良時代の律令制下では厳格になり、官僧官尼体制の仏教界では出家・在家を問わず、僧寺への女性の立ち入り禁止、尼寺への男性の立ち入り禁止が守られるようになった。『僧尼令』(養老令)第十一条と第十二条(天平宝字元年・757年施行)によれば、僧尼の扱いは平等であった⁷。当時は律令国家体制の鎮護国家の政策の下で仏教寺院が支えられ僧と尼がその管理下にあった。元々、日本では最初の出家者が尼で女性への許容度が高かったが⁸、8世紀中期以降に女性の地位低下が生じた。不邪淫戒は、僧と尼の双方に対して異性との接触や性交渉を禁ずるが、規制は次第に尼

に一方的に課せられるようになり [牛山 1990:12], 9世紀を境に女性の出家制限が始まり官尼も尼寺も一時的に消滅する。他方, 男性出家者が増大し, 律令制の弛緩により僧の破戒行為が増大し, 一部の山岳寺院の持戒僧は厳しい修行を課して女性排除の傾向が強まり, 戒律を遵守して女人の禁制を強化した。寺院が俗人の参籠場になることへの危機感の表れとみられる。ただし, いずれも個々の寺院の「自主規制」で男性側の「一方的な主張」であった。そして, 次第に仏教経典を典拠に女性劣位観が僧侶の世界に広まり, 寺院の清浄性の維持を重視して女性の穢れが強調されて, 女性は儀礼の場から排除されていった。牛山説は「戒律起源論」で, 建物の内外に課せられた「堂舎の結界」を強調し, 山への適用はその展開といえる。仏教の僧侶を中心とする知識人が設定した結界の思想が中核にある。

6. 開山伝承と「山の結界」

戒律を重視する牛山説に対して, 仏教以前の野外での「山の境界」の存在を想定するのが筆者の説である。史料上での探求は難しいが, 祭祀遺跡の発掘品や伝承・縁起に着目した。大きな転機は仏教と山岳信仰の融合の動きである。仏教公伝は『元興寺縁起』や『上宮聖徳法王帝説』では宣化天皇3年(538), 『日本書紀』では欽明天皇13年(552)で⁹, 6世紀前半の伝来は確実であり, 7世紀には都に寺院が建立された¹⁰。山は寂靜の修行の適地とされ, 山林修行をする僧侶が出現し, 7世紀後半以降は山寺が建てられ [時枝 2018:15], 吉野山の比蘇山寺では虚空蔵求聞持法の修行が行われた。山寺の成立に際しては山の地主神が祀られ神と仏の習合に展開した。8世紀には山頂登拝も始まった。その根拠は山頂の祭祀遺跡で, 九州の宝満山山頂の上宮では8世紀前半の遺物が見つかっており [時枝 2016:112~117]¹¹, 大峯山山上ヶ岳では8世紀後半の護摩の跡が大峯山寺内々陣の秘所の龍ノ口周辺で確認された [菅谷 1995:54~57]¹²。『日本靈異記』中巻第二十六話が伝える金峯山入山の禪師広達は同時代である。

広達は、聖武天皇の御代に「吉野の金の峯」で修行し、後に元興寺の僧侶となって宝亀3年（772）に「十禪師」¹³の一人に選ばれた。

8世紀の山頂登拝の動きを具体的に示すのが「開山伝承」である。「開山伝承」とは、僧侶や行者が猟師に導かれて境界を越えて山頂に至り、神仏に出会って帰依して祭祀者になる、あるいは猟師（狩人）が鳥、鷹、犬などに導かれて山中に至って神仏に出会い、狩猟の殺生を悔い改め出家して僧侶となって山を開いたと伝える¹⁴。開山者は、「山の境界」を越えて山頂登拝を果たし、土地の神霊や仏菩薩を祀った。山の聖性を新たに開示し霊力や聖性を身に付ける実践であった〔鈴木 2018b〕。開山伝承は、「山の境界」を越えて「禁足地」に踏み込んだ時の記憶を伝えるのかもしれない。山岳霊場は仏教の聖域となり、「山の境界」は、「山の結界」、そして「女人結界」に読み替えられ、境界には多くの禁忌が発生し、その一つが女人結界・女人禁制に展開したと推定される。

開山伝承は歴史的事実とは見なされない¹⁵。史実の可能性が高いのは勝道による日光山開山の事績で、『性霊集』（承和2年・835）所収の空海の顕彰碑文「沙門勝道しゃもんしょうどう歴山水れいさんすい瑩玄珠えいげんしゆ碑並序」によると、勝道は天平神護2年（766）に大谷川畔に御堂を造って日光山を開山し、天応2年（782）に男体山頂を極めたとされる。碑文では大自然の風景や音や風など全てが大日如来の顕れと説き密教と山岳信仰の融合を伝える。男体山山頂からは8世紀後半の法具等が発見され〔時枝 2018:19〕¹⁶、伝承と符合する。開山年は、後世の人々が過去に遡及させた偽の年号と思われるが、710年の平城京遷都前後に設定する伝承が多く、山頂祭祀の遺跡の年代と照応する。開山伝承は無名の私度僧・行者・聖・禪師などの山頂登拝の史実を反映している可能性がある。近年は、開山以来、1300年や1250年など節目を迎える山岳霊場も多く、記念行事が盛んに行われた¹⁷。開山伝承は、地域文化の資源化の核として蘇りを果たし、始原の状況を伝える神話的な言説（discourse）として現在も機能している。

7. 一時的規制と恒常的規制

女人禁制には二種ある。聖域や聖地、寺社への立入りを禁忌の日数の一定期間は禁じて、終了後は解かれる「一時的規制」と、期間を設けずに無制限に立入りを禁ずる「恒常的規制」である。「一時的規制」は、特定の日数を穢れとして、忌^{いみ}、服忌^{ふく}とし称して、神社に参拝しないとか祭りに加わらないという規制が加えられる。死の穢れは男女共に共通するが、女性には出産や月経が穢れに加わり、特に「月水」の穢れが強調される。ここにジェンダー・バイアスの発生要因がある。現在でも、出産の穢れは地域差があるが、生後7日を一区切りとし、正式には男児は生後30日、女児31日を忌明け日として初宮参りを行う。月経は特定期間中は寺社への参詣を避けるのが通常であった。いずれも「一時的規制」である。歴史的に遡ると、平安時代に律令の補助令として定められた『弘仁式』(820)、『貞観式』(871)、『延喜式』(927)では、女性に対して「一時的規制」は課すが「恒常的規制」ではなかった。『弘仁式』「穢^え悪事」には死穢30日と産穢7日の忌とあり、月経(血穢)の明文化の初見は『貞観式』からで、『延喜式』には日数も明記されていない[三橋 1989]。

他方、「恒常的規制」は日数に拘わらず、特定の場所、特に神聖とされる空間への女性の立ち入りを禁じる。現在でも神社の拝殿や寺院の内部など、建築物や施設の内部の特定部分への立ち入りを禁ずることが多いが、近年は徐々に女性へ解放されてきた。「恒常的規制」が強く表れるのは山岳、特に登拝修行で、鎌倉時代以降に山岳修行を体系化した修験道の規制が強い。日本の多くの山々は霊山であり、特定地点より上部は「恒常的規制」の女人禁制で境界に女人結界が設けられた。ただし、「恒常的規制」の強調は、『血盆経』が伝来した15世紀の室町時代以後で¹⁸、女性観の変化や穢れ観の変遷を検討する必要がある。

8. 女性劣機観から女性罪業観へ

女性観に大きな変容をもたらしたのは仏教である。女性と仏教を巡る従来の研究では、仏典に説く「女性劣機観」は平安時代初期には顕著でなかったが、9世紀後半以降に「五障三従」^{ごしょうさんじゅう}が説かれ、女性劣機観が平安貴族の間に浸透していったとされる。「五障」とは女性は修行しても、梵天、帝釈、魔王、^{てんりんじょうおう}転輪聖王、仏の五つになれないことを言い、「三従」とは女性は未婚時は父に、結婚後は夫に、夫の死後は子に従うという劣位性の強調である¹⁹。經典の中の「女人垢穢」^{にょにんくえ}の表現²⁰や地獄の使いで成仏できない、心は夜叉の如くなどの言説も引用された。10世紀中葉以降、『法華経』提婆達多品は悪人救済説として支持を集めた。その中で、^{しゃから}娑竭羅竜王の八歳の娘が、竜身・年少・女性の身ながら仏に帰依して一瞬にして「^{へんじょうなんし}変成男子」を遂げ往生したという「龍女成仏」の話は、経文や仏の功德や慈悲の力による女人成仏を説き〔吉田 1989、佐藤 2020〕、女人垢穢や女人五障を克服する論理として受容された。他方、「障」はサワリと訓じられ、特に「月の障り」として民間の禁忌に広まった。ただし、平安貴族社会では出産や月経に伴う生理的出血の血穢は、神事や法会で忌避される「一時的規制」で、鎌倉新仏教の法然や日蓮は穢れとして忌まず罪業でもなかった。

そもそも「五障三従」は仏教的な罪業ではなく女人往生も完全には否定しない。「五障三従」は仏教の教義に基づくとは言えない。しかし、「五障」は、室町時代以降、女性の身体を受けて生まれたことの不徳（因縁罪障）に転化し、「三従」と組合わせて女性の身上を貶めて形容する言葉になる。川内教彰は、鎌倉時代以降に、一切衆生を「罪惡生死の凡夫」と捉える法然教学が浸透して、女性の所業を来世での墮地獄に繋がる罪業とする女性罪業観に変容したと説く〔川内 2016〕。野村郁代も蓮如の「御文」（文明6年・1474）の影響を指摘する〔野村 2004〕。室町時代には「五障三従」を女性固有の罪業とする観念は社会通念となり、「五障三従」の「女性

劣機観」は「女性罪業観」と接合していった。女性観は中世後期から近世初頭にかけて大きく転換したのである。

9. 『血盆経』の民間への展開

女性の穢れの強調は、室町時代の女性罪業観の定着の過程で広まった。大きな影響を与えたのは『血盆経』である。『血盆経』は10世紀以降に中国の民間信仰として成立した偽経で、15世紀に日本に伝わり、室町時代中期以降に公家を中心に受容された。『血盆経』は、女性が出産や月経で大地に流す血が地神の怒りをかい、その罪業で「血の池地獄」に堕ちると説き、法要を営み供養すれば救われるとされた。『血盆経』は女性のみが堕ちる「血の池地獄」の思想を初めて導入し、本来は罪業と関係がない生理的出血を問題視し、月の障りは仏教的罪業の故とした。血の池地獄の思想は、15世紀半ば以降に熊野比丘尼が諸国を巡って勧進活動を開始して民間に広まり、16世紀半ば以降には「熊野観心十界曼荼羅」の絵解きを通して広まった〔小栗栖 2011:314〕。女性が堕ちる血の池地獄についての言説が、女人である比丘尼の語りで伝えられたことの効果は大きかった。

「熊野観心十界曼荼羅」は、上方に虹の弧の道に人の一生が四季に擬して描かれた「老の坂図」を配置し、上半分は阿弥陀来迎図で極楽を描く。下半分は地獄絵で、「血の池地獄」「不産女地獄」「^{うますめ}両婦地獄」など女性だけが堕ちる地獄が描かれている。しかし、これらの地獄は14世紀には描かれず室町時代以降に出現した地獄である〔小栗栖 2011:162, 165〕。血の池地獄には血の穢れの罪がある女が堕ちるとされ、如意輪観音や地藏が救済にあたる。不産女地獄は子を産めなかった女が裸で笥を燈心で掘る地獄、両婦地獄は二妻狂の罪で二人の蛇女に苦しめられる男が描かれ、「我が妻ならぬ邪淫」の男や相手の女に嫉妬心を抱いた女が堕ちる地獄とされ〔松本 2020:75〕、女性の劣位性が顕在化している。

曼荼羅には生前の悪業で地獄に堕ちて釜で串刺しになった母を救うた

め、施餓鬼棚を作って母を供養した目連尊者が描かれる。目連救母説話は、中国の偽経『仏説盂蘭盆経』に基づいているが、日本では目連救母の生前の悪業よりは目連の孝行が強調され、近世の儒教道徳に合致した。盂蘭盆供養では地獄からの救済は目連よりは地蔵が中心になった。『血盆経』は中国では供養や葬儀に用いたが、日本では女人救済を目的とする血盆経供養に展開し、『血盆経』を平易に説いた注釈書が刊行されて民間に普及した。曹洞宗の正泉寺（千葉県我孫子市）は『血盆経』の木版刷りを複写して配布し、不浄除けや女人救済・往生祈願の護符を出した²¹。『血盆経』が護符のように見なされ、近世の立山の岩嶺寺衆徒は女性の願いに応じて山中の地獄谷に『血盆経』を奉納して穢れを克服して女人往生を祈った。『血盆経』は女性の日常生活と関わりの深い生理に言及し、女性の罪深さや不浄観を浸透させ穢れと女性、女性と地獄との観念連合を強化した〔牧野・高達 1996〕。血穢を強調する『血盆経』は、近世には民衆に広がり女性の穢れの「一時的規制」を「恒常的規制」に転換させることになった。

10. 女人禁制の演劇化

「女人禁制」という四字熟語の初見は、文明 7 年（1475）年の周防興隆寺法度七条の「於法界門之内、女人禁制事」だという〔牛山 2005:36〕。女人禁制の用法や類似表現が寺院の「恒常的規制」として文献に現れるのは 15 世紀前後で、『血盆経』の伝来の時期とも重なる。用例としては謡曲が目立ち、『柏崎』（檜並左衛門原作、世阿弥（1363～1443）改作）で善光寺内陣への侵入、『竹生鳥』（金春禅竹（1405～1470?）作か）は竹生鳥への渡鳥が描かれ、『道成寺』（喜多流、原型の『鐘巻』は観世信光（1435～1516）作か）は女人禁制の紀州道成寺が舞台で禁忌を破る。能の演出として禁忌の侵犯や結界の越境は効果的であった。女人禁制を犯すという主題は、白拍子や曲舞を経て、幸若舞曲や語り物の古浄瑠璃に展開した〔阿部 1989〕。古浄瑠璃の「常盤問答」は女人禁制の鞍馬山への女人の侵入が

主題で、山中では動植物に至るまで雌はいないと説く版もある²²。能の舞台での「女人禁制の演劇化」は緊張感を高めたのではないかと、女人禁制の四字熟語は謡曲の中で効果的に使われたと言える。

他方、「女人結界」の四字熟語の初見は、仮名草子の『恨之介』（慶長19年・1614以後、元和3年・1617まで）で、『醒醉笑』（安楽庵策伝著、元和9年・1623）巻七でも使われ、いずれも舞台は高野山の女人結界である。仮名草子は、中世の小説と近世小説の浮世草子との間の過渡的な存在で、民衆にも理解しやすい通俗的な内容を仮名書きで伝えるという小説の民衆化の過程で現れた。ここでも「女人結界」の用語が効果的に用いられた。

「女人禁制」「女人結界」の四字熟語が出現した時代は女性観の変化に対応する。『血盆経』が15世紀以降に広がって女性劣機観と女性罪障観が結合したこと、山岳修行で女性忌避を強調する修験道が13世紀後半に顕密仏教の枠に組込まれ、14世紀に山岳修行を験力の基盤に据え、15世紀には教団化したこと〔長谷川 2016、徳永 2015〕が時代背景である。女性の社会的地位の低下が「女人禁制」「女人結界」の四字熟語を生み出した可能性がある。

11. 境界をめぐる女性たちの動き

女人結界を巡って近世以降に様々な展開があった。女人結界には女人堂が設けられて開山の母や高僧の母を祀り、女性は参籠して読経し念仏を唱え安産や子授けを祈った。大峯山山麓の洞川の女人結界には、役行者を訪ねてきたという母の白専女を祀る母公堂があり、現在は洞川の老人会が管理し安産のお守りや腹帯を売っている。開山の母にはお産を守護する姥神（産神^{うぶがみ}）の様相もある。吉野山の奥千本の金峯神社の近くの愛染にも母公堂があって役行者の母の石像が祀られ女人結界石が残る。昭和45年（1970）に五番関に移動した。

高野山の女性禁制は、七つの登拝口²³の山上への到達点が女人結界で、

参籠所の女人堂が設けられ、女性は八葉蓮華の峯を結ぶ女人道（結界道）の七つの女人堂を辿って奥之院の御廟や壇上伽藍を遙拝した。『紀伊國名所図会』（天保 10 年・1839）の挿絵には轆轤峠から壇上伽藍を遠望する女性の姿が描かれ、お化けの「ろくろ首」のように首を長くして見たという地名の由来を記す。不動坂口の女人堂は「女人高野」と呼ばれている。ただし、女人高野の文献上の初見は、『大和名所記』（延宝 9 年・1681）だという [牛山 2021:7]。

高野山麓の九度山の慈尊院は、伝説によれば、空海の母が訪ねてきたが、女人禁制で山には登れず、この地に没したので母を祀る廟所となったという。空海の母は本尊の弥勒（慈尊）を熱心に信仰し死後に納められた舍利が本尊に化身したと伝わる。女性はこの地で功德を積めば往生を遂げるとされ、近世には「女人高野」と呼ばれて賑わった。ここは空海の高野山開創の拠点で、実務機関の政所が置かれ、壇上伽藍の僧侶の母や姉妹などが居住し、僧侶の衣の縫衣・染色・洗濯、食料調達などで僧侶の日常生活を支えた [西口 1987:146]。女人結界の周縁の山麓の里坊は、山上と「相補的一体性」を形成した。九度山には、高野山開創後に空海の父方の佐伯氏と、母方の阿刀^{あと}氏の血縁者が、空海の母と共に讃岐から移住したとの伝承が残り、子孫は寺領の年貢米の取扱いを担う庄官を務め、四庄官として存続し、開創千二百年の舍利会（2015 年 5 月 1 日）では子孫とされる人々が進行役を務めた。現在では乳型や絵馬を奉納して子宝・安産・授乳・乳癌平癒を願う現世利益の祈願所になっている。

境界地点は、禁忌のゆえに「女人高野」として女人の「結縁の場」となり芸能者の活躍の場、根拠地ともなった。大師の母は、説経節では「あここう御前」、古浄瑠璃では「あこや御前」と呼ばれ、尼僧で巫女の様相を持つという [日野西 1989:282~286]。穢れを浄性や聖性に転換する「境界文化」の創造である。女人結界を巡っては様々の物語が語られ、説経節の「苺萱」は特に名高い。出家した父の苺萱を母と共に高野山を訪ねた石童

丸は親子対面を果たすが、母は女人禁制ゆえに高野山上に登れず山麓で没し、父と子は名乗りをせずに唱導の旅に出る物語である。高野山上の往生院谷に親子対面の場という菴堂（密巖院）があり、^{かやどうひじり}菴堂聖の根拠地であった。「菴堂」は時衆や聖などの唱導活動で広まったと推定されている。高野山麓では^{かむろ}学文路にも菴堂（能満院仁徳寺）がある。高野山麓の天野も女人高野で慈尊院と共に女性との縁が深く、丹生明神の加護で尼僧が活躍した〔阿部 1989:183〕。

立山では布橋がかかる嫗ヶ谷（嫗堂川）が結界で、対岸はあの世と観念された。江戸時代の18世紀以降に、芦峯寺と岩峯寺の衆徒が、山中の血の池地獄や目連救母、阿弥陀来迎などを描いた「立山曼荼羅」（御絵伝）を製作し、檀家を廻って絵解きをして参詣や山岳禪定の功德を説いた。芦峯寺は参詣者の増大に対応して女人救済の布橋灌頂会を導入した〔福江 1998〕。秋彼岸の中日に、女性が白装束で閻魔堂に籠って懺悔し、目隠しをして布橋を渡って対岸の嫗堂に入り、真っ暗闇の中でオンバサマ（嫗尊）と結縁して灌頂で血脈を授かり、夕日に輝く立山を伏し拜んで極楽往生を確認する。転女成男の御札や『血盆経』や護符が配布され経帷子を授かった。経帷子は納棺に際して死者に身に付けさせると往生できると説かれた。芦峯寺の衆徒は布橋灌頂会を描いた立山曼荼羅を絵解きして参詣の功德を説いた。これは衆徒の生活戦略でもあった。布橋灌頂会は明治の神仏分離で絶えたが、平成8年（1996）の国民文化祭富山の開催時に布橋灌頂会として約130年ぶりにイベントとして復活し、これ以来、不定期に開催されて現在に至る²⁴。

12. 女人禁制の地域的展開

山への登拝は、男性に対しても一年中いつでも開放されていたわけではない。相模大山は旧暦6月27日から7月17日まで（『東海道名所図会』）、富士山は旧暦6月1日から7月26日まで、大峯山は現在でも5月3日の

戸開けから9月23日の戸閉めまでである。登拝の前には精進潔斎や水垢離の前行が必須で、飯豊山など1週間行屋に参籠する習俗もあった。木曾御嶽山は江戸時代初期までは重潔斎として75日の精進潔斎が求められた。山は日常とは異なる世界で神聖な場として禁忌が課されたのであり、女人禁制は数多くある禁忌の一つであった。年齢制限もあり、男性は成人とされる15歳に初めて登拝を許された。霊山に登ると一人前と見なされる習俗は、月山・立山・大峯山などで近年まで継続してきた。

女人禁制・女人結界は地域ごとに様相が異なる。修験の霊場であった九州の英彦山^{ひこ}では、「四土結界」を設定した。山麓から銅の鳥居までは「凡聖同居土」で一般の集落があり、殺生禁断で五穀栽培禁制、銅の鳥居から石の鳥居までは「方便浄土」で妻帯修験の集落があり、域内の出産は禁制、石の鳥居から木の鳥居までは「実報莊嚴土」で寺社があり、死穢と牛馬の飼育禁止、木の鳥居から山頂までは真の聖域の「常寂光土」で、大小便と唾が忌まれた。山中の妻帯修験の妻の出産は山麓の坂本で行うなどの規制があったが女人結界は明示されない〔長野 1987:427~429〕。大宰府の鬼門の霊山の宝満山にも女人禁制の記録はなかった。他方、聖地熊野は女人結界を設定せず男女が平等に熊野詣に参加できた。和泉式部が熊野本宮を臨む伏拝で月の障りになり参詣できないことを悲しんだ時、熊野権現が靈夢に現れ、「もろともに塵にまじわる神なれば月の障りも何か苦しき」（『風雅和歌集』卷十九所収。14世紀中葉）と告げて参詣出来たと伝える。この歌は穢れを消すとして立山芦峯寺の「月水不浄除守」や東北の置賜地方の呪符で使われた〔鈴木 2002:181〕。

出羽三山は月山・湯殿山は女人禁制であったが、羽黒山への参詣は男女を問わず通年で許されていた。女人結界は、八方七口の登拝道のうち、湯殿山は大網口の大日坊や注連掛^{しめかけ}口の注連寺、あるいは田麦俣の七つ瀧、本道寺口は清水小屋、大井沢口は玄海、岩根沢口は清川女人堂、肘折口は祓川、手向口は大満（月山二合目）であった。羽黒山では、開山以来、焚

き続けてきたと伝わる神聖な火を保持していた^{ひじり}聖之院があった^{こうたくじ}荒澤寺の周辺は女人禁制で、現在も門前に女人禁制碑が残り（登拝道から移動）、女人が迂回する女人道があった。女人禁制・女人結界は、地域ごとに個性的な展開を遂げたのである。

13. 富士山の女人禁制

富士山の女人結界は、登拝道の北口（吉田口）、東口（須走口）、須山口では二合目の^{おむろ}御室浅間社で、表口（大宮・村山口）は中宮八幡宮であった。吉田口二合目の御室浅間社は、勝山村の里宮に対する山宮、吉田の浅間社の「下の浅間」に対して「上の浅間」と称され、古くは「北室」「室ノ宮」と呼ばれ、富士山中で最初に勧請された社と伝える。天文23年（1554）の山中警護に関する小山田信有文書には「富士山北室之籠所」とあり²⁵、これより上は女人禁制で御室は女性の参籠所であった。行者堂が御室の西側にあり天文24年（1555）の建立であった²⁶。役行者は『日本霊異記』上巻第二十八話によれば、都から伊豆大島に流されたが、毎夜、富士山頂に飛んで修行したとあり、この話に基づいて役行者は富士山の開山者とされた。富士山の開山者は平安時代の末代上人で、役行者の説は鎌倉時代中期以降であろう。行者堂の別当は甲州八代郡右左口村（現中道町）の七覚山円楽寺で、役行者像は江戸時代には6月には行者堂に運び上げられて7月まで祀られていた。胎内には延慶2年（1309）五月修理の墨書銘があり、現存最古の役行者像である。永禄7年（1564）の小山田信有文書には、「中宮之御座石、同女性禪定之旦立」とあり、女性は中宮の近く四合五勺の御座石まで登拝可能で、古い女人結界の可能性もある〔富士吉田市歴史民俗博物館編 1997:39～40〕²⁷。60年に一度の庚申の御縁年には²⁸、女性登拝が古文書を根拠に、行者堂で7日間精進潔斎後、御座石浅間女人追立の場、十二社禪定女人追立の場まで許されたとされる〔竹谷 2011:18～19〕。吉田口の近世の女人結界は、元々は行者堂の少し西の沢の御釜という洞窟（御釜

澤)で、延宝8年(1680)の『八葉九尊図』には「センケンノかま」、富士行者の『月珀御身拔』(1680)に「御釜石」「此所迄女人参詣」と記す。天保11年(1840)には、行者堂の取り締まりがてぬるいことを代官所に咎められて、御室の上方に女人改所(中改役所)が設置され、行者堂から「女人禁制」の高札が移され²⁹、改役所の前を通る道者の男女の区別が改められた。女性は御室で参籠して、翌朝に別道を通して「女人御来迎場」を目指し、男性も登山時期以外にはここを富士山の遥拝所とした。

富士山登拝を大きく転換させたのは食行身禄(1671~1733)で、女性の「五障三従」は方便で男女共同じ人間だと男女平等を説き、月経や出産を穢れや不浄と見なすことを批判した[宮崎 2015:65~67]。身禄は「おふりかわり」を求めミロクの世の実現を願って、断食行にはいり、享保18年(1733)7月17日、吉田口七合五勺の烏帽子岩で入定を遂げ、口述記録『三十一日之巻』が残された。女性が罪業深く三従有という言説を否定し女性も善行を積みば悪にならず、男も悪行をなせば悪となると説く。また、月水を不浄として忌むことは理不尽で、天から授かった「花水」で清浄水とする³⁰。身禄の死後、江戸の民衆に登拝講が組織され富士講として江戸中に発展し八百八講と呼ばれた。小谷三志(1766~1841)は身禄の遺志を継ぎ日常的倫理観を高め、男女和合を主とし、女性が男性よりも上位になって出来る「さかさまの世界」の実現を目指した。日常の行いをただす「不二道」³¹を発展させて女性の立場に理解を示し、女性の生理は清浄であり罪深いわけではないと主張した。その実践として天保3年(1832)9月26日には、女性信徒の高山たつ(1813~1876)を男装させて同行し、頂上に至り釈迦の割石を拜んで男綱女を繋ぐという身禄の教えに沿って男女和合を祈念した[岩科 1983:427~428。竹谷 2011:83~93]。天保3年は身禄食行百回忌で、身禄が説いた男女平等の実現のために行ったのである。

女人禁制に関しては、60年ごとの庚申の御縁年に緩和する動きがあり、御縁年の寛政12年(1800)に、吉田口の御師は四合五勺の御座石まで女

性の入山を認めようとしたが、山麓住民は女性の登拝は悪天候を齎すとして反対運動を繰り広げた〔宮崎 2015:73～75〕。禁忌の侵犯は神仏の怒りを引き起こすという考え方は根強かった。万延元年（1860）の御縁年は規制も緩み、八合目や頂上に女性が登った記録もある〔竹谷 2011:129～131〕。ただし、女性の登拝に積極的だったのは吉田口のみであった³²。吉田の御師は登拝者を増やして経済的に潤うことを最優先にした。富士山の女人禁制への対応は登拝口ごとに異なり、講中、御師、先達、山麓住民の意味付けは多様である。

吉田口は富士山を植生によって草山（落葉広葉樹林帯）・木山（針葉樹林・混雑林・ブナ林）・焼山（火山高原地帯）に区分し〔中山 2013:183〕³³、草山と木山の境は一合目の馬返し、女人結界は二合目で木山、木山と焼山の境は五合目の中宮とした。五合目には天地境浅間宮があり³⁴、頂上への遥拝所であった。五合目の上の森林限界を越えた焼山（石山）の砂礫地は清浄性が強く意識され、排泄物は穢れなので直接地面に触れないように持参の懐中紙を使用した。五合目の「不浄山」はその境界であった。富士講は登拝には必ず和紙を持参したが、現地でも調達は可能であった。五合目以上の焼山には信仰による禪定でないと登ることはなく、古くは山小屋もなかったという。「天地の境」は重要な境界地点であった。

村山口の女人結界は中宮八幡宮で³⁵、「富士曼荼羅図」（16世紀初期中期、浅間神社蔵本、狩野元信筆）では、中宮八幡宮の縁上には3名、右手には2名の白装束の女性道者、上部の「剣の王子」に向かう3名の女性道者が描かれ、中宮付近が女人結界と推定される〔静岡県富士山世界遺産センター編 2021:36〕。「富士曼荼羅図」（松栄寺本、16世紀後半から17世紀初め）では中宮八幡宮の右側に柵がありこれより上部には女性は描かれていない。御室大日堂の脇には門番がいて焚火をした小屋、柄杓を持つ人が描かれている。浅間神社蔵本でも同様で、「不浄（普浄）」と記され、柄杓の水で潔斎を行い、懐中紙入手の勸進銭の徴収を描いたかと推定されてい

る。ここより上部は清浄地で男性は排泄を懐中紙の上で行い、山を汚さないように気を付けて神聖性を保持した。

明治 5 年（1872）の女人結界の解除で禁忌は説かれたが、明治 23 年（1890）の「富士信徒宿泊営業並山内小屋休泊取締」規約第 8 条には「山内室小屋五合目ハ、俗ニ天地ノ境ト称シ、五合目以上ハ往昔ヨリ妻婢等ヲ置サルノ慣例ナル、然ルニ近頃慣例ヲ乱ス者年々増進シ」と記され〔西海 2008:98〕、明治 20 年代でも、吉田口の天地の境を越えて登る女性を非難し、五合目以上の宿泊を不可とする文言が残る。富士山では女人結界は近代には解禁されたが、天地の境の禁忌は意識としては継続した。富士山では女人結界だけでなく、草山・木山・焼山の三分区、天地の境が加わり、多重的な境界が成立していた。

14. 女人結界の解禁

明治以降、女人禁制や女人結界は大きな変貌を遂げて、廃絶や解禁に追い込まれた。大変動の始まりは慶應 4 年（1868）3 月 17 日に出された神祇事務局布達第 165 号で、神社の社僧や神仏混淆の修験に対して復飾（還俗）を迫った。同年 3 月 28 日の太政官布告第 196 号では権現や牛頭天王などの神仏混淆の神名を廃し、神社が御神体として祀っていた仏像の撤去、鯛口や梵鐘等の仏具の撤去が命じられた。これを「神仏判然令」という。これ以後、怒涛の如く廃仏毀釈が進行して、「神仏分離」へと突き進んでいった。女人結界は、明治 5 年（1872）3 月 27 日に、明治新政府が太政官布告第 98 号で「神社仏閣の地にて、女人結界の場所これ有^{ありせうろうのところ}之候 処^{はいしされ}、自今被^か廢止候條、登山參詣等可^か為^か勝手事」と命じて解禁された。女人禁制の廃止ではなく女人結界の解禁である。

明治新政府は近代化促進にあたり、旧来の多くの慣習を封建的で遅れた慣行で文明開化に反すると判断して民間習俗の廃止を進め、明治 5 年（1872）前後に集中的に布告を出した³⁶。同年 3 月 27 日の女人結界の解禁

もその中の一つであったが、山の「女人結界」を守り抜いて山岳を修行地としてきた修験道には大打撃となった。元々、神仏混淆の修験は、慶應4年の神仏判然令で急速に解体へと向かっていたが、明治5年9月15日付の太政官布告第273号の「修験宗廃止令」で、修験は仏教の宗派としては天台宗・真言宗の管轄下への移行を命じられて廃絶し、17万人³⁷いたという修験は消滅した [鈴木 2018a]。明治新政府による身分制度や既得権益の打破、反仏教の一連の施策は民衆の生活を一変させた。

女人結界の解禁の布告は、寺社の歴史的経緯や霊山の状況を慎重に検討して出された指令ではなかった [鷲尾・神龜 1933:230～231]。解禁の布告は、明治5年（1872）開催の第1回京都博覧会³⁸に訪れる外国観光客への対応で、外国人男性が夫人同伴できて比叡山への登山を希望した時に女人禁制を根拠に夫人が拒否されれば「固陋の弊習」として非難されかねず、文明開化を急ぐ近代日本には好ましくないと考えた。滋賀県令が比叡山の解禁を求めて大蔵省の同意を得て解禁に動いた。しかし、比叡山延暦寺は猛反対し、女人結界は宗祖最澄以来の慣行で、桓武天皇の勅願、後陽成天皇の勅願で定めたと、「勅願」を持ち出して反論した [鷲尾・神龜 1933:231～233]。ただし、最終的には太政官布告は「文明の上より論じ候へば」と理由を明記して解禁を命じ、明治5年4月8日が解禁日となった。女人結界の解禁は直接的には比叡山を目標にした指令であったが、ミカドの命令と受け取られて、瞬く間に全国に広がり、女人結界は急速に解禁に向かったのである。

女人結界の解禁は日本の長い山岳信仰の歴史や民間信仰に関する真摯な議論を踏まえたものではなく、女性の意見は考慮に入れず、穢れの検討もなかった。ただし、一連の指令は各地に多くの混乱をもたらしたので、明治11年（1878）2月2日に、内務省は明治5年の僧侶の肉食・妻帯・蓄髪・法用外の俗服着用の許可は国家の命令であって、各宗派の規則の「宗規」とは関係ないと布達し最終の判断は各宗派に委ねた。女人結界の解禁

も同様で、条件付きで解禁、禁制の維持など様々の動きが生じたが、消滅に向かった。

高野山では明治6年(1873)に山内の町家への女性の出入りは許されたが、嫁入りや出産は大騒動となる事件があり、明治38年(1905)6月15日に正式に解除を宣言し〔島津 2017:37〕、明治39年の弘法大師空海開宗一千百年記念大法会は女性への規制なしで行われた。大峯山の蔵王堂は明治6年に解禁を地元提案したが、山上ヶ岳への登拝口の吉野と洞川の地元の関係者は解禁を認めず、女人結界は維持された。明治11年2月に女人結界の問題は、「宗規」に委ねるという政府決定を受けて、山上ヶ岳の女人結界は、吉野側は愛染、洞川側は母公堂、柏木側は阿弥陀ヶ森とした〔宮家 1988:391〕。大峯山の女人結界は、「宗規」で継続を正式に再確認した。しかし、女人禁制の解禁は徐々に進んでいった。

15. 現代の女人禁制

全国の霊山は女人禁制を次々に解除し、現在では維持している山は大峯山(奈良県天川村)の山上ヶ岳と後山(岡山県東栗倉村。現・美作市)の2ヶ所だけである。四国の石鎚山は7月1日の山開きの大祭のみを女人禁制とし、引き続き行事への女性参加を認めている。九州の宇曾山(大分県野津原町。現・大分市)は元旦と春秋の彼岸中日の年間3日間だけ女性の登拝を許している。

修験者・僧侶・登拝講は、精進潔斎し禁忌を遵守して特定の時期に限定して登拝したが、男女共に年間いつでも山に登れる「山の大衆化」へと暫時移行し、西欧から齎された近代登山の浸透で、結界や禁制の意味は喪失した。かつては「禪定」ともよばれ、白装束や修験の衣体を纏って法螺貝を吹き、「六根清浄」の掛け声で、拝所で祈禱や勤行をしつつ登る信仰登山は、高度経済成長期以後、急速に衰えた。登山ブームが訪れてスポーツ登山が盛んになり、深田久弥の『日本百名山』(1964)の刊行の後押しも加

わり、信仰登山はスポーツ登山にとって代わられた。信仰登拝を支えてきた講集団の高齢化が進んでいる現在、女人禁制・女人結界を維持する意味は薄れつつある。

羽黒山は平成5年（1993）に開山千四百年祭を行い、出羽三山神社が山伏を養成する専門修行の「秋の峯」を女性に開放し、^{みこ}神子修行として行って話題となった。当時の^{ねぎ}禰宜は参拝者の3分の2が女性であることを考慮したと語っていた。ただし、女性の修行は男性とは異なる日程で行われ、完全な解禁とは言えない。仏教側の正善院（羽黒山修験本宗）の「秋の峯」は、昭和22年（1947）に女性に開放し、現在は男女合同で行っている。

大峯山は、^{えんのおづぬ}役行者（役小角）を開祖とする修験道の根本道場として1300年来の伝統を守り、山上ヶ岳の女人禁制の維持を主張しているが、講中や修験教団、地元の洞川でも解禁か維持か検討が続いてきた〔鈴木 2021:273～277〕。西暦2000年（平成12年）は修験道の開祖とされる^{おんき}役行者・神変大菩薩千三百年大遠忌にあたるので、修験教団はこれを契機に団結し、山上ヶ岳の女人結界を解いて21世紀を男女共生の時代と位置付けて新しい修験道の構築を目指すという案が検討され解禁寸前までいった。しかし、平成11年（1999）8月1日に禁制に批判的な奈良県教職員組合の「男女共生教育研究推進委員会」所属の女性たちが強行登山を試みたことで、地元、講、寺院側の全てから批判されて解禁は遠のいた。

ユネスコ世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」（2004）の登録に際しても女人禁制は問題視された。平成15年（2003）12月には登録に反対する「大峰山女人禁制」の開放を求める会が設立され、平成16年（2004）4月9日に内閣府に12234筆の署名が提出された。反対運動にもかかわらず、ユネスコの承認を得て平成16年7月1日に世界遺産に登録された。平成17年（2005）11月3日には「大峰山」に登ろう実行委員会」のメンバーが洞川を訪れ、解禁を求めたが不調に終わった。話し合いの決裂直後に女性メンバー3人が登山を強行して解決への道は遠のいた³⁹。女人禁制

は現代でも熱い議論の最中にある。外部からの暴力的介入では問題は解決しない。今後は当事者が如何に巧みに伝統の改変を行うかが行方を左右するであろう。

明治5年(1872)の女人結界の解禁以前は、日本の霊山の女人禁制は、開山や開創以来の不文律の決まり事とされ、自明視して疑うことはなかった。この「はじまりの意識」は、神や仏との交流を支え、信仰の維持・安定に寄与した。そもそも「信仰」という意識さえなく、江戸時代中期以降、山岳登拝は日常生活の慣行の中に埋め込まれていた。女人結界は異界との境界で、清浄と穢れ、浄と不浄という二項対立の論理は山の神聖性を支える根拠となった。結界には多義的な意味が付与され、越境にまつわる様々な語りが生成され、能の「道成寺」のように侵犯を主題とする芸能によって演劇化された。しかし、明治時代以降、政府は直接的に民間の生活や慣習に介入し、国家が従来の禁忌に対して布告や法令で臨んだことで状況は一変した。外部からの働き掛けは、慣習の制度化、民俗の再構築を要請し、信仰の次元と世俗の次元の分離も迫った。女人禁制への反対が広まる中で、危機意識をもった人々は、対抗言説として「伝統」という概念を生成し、変わらない本質的な言説や実践があることを意識化した。そこから「創られた伝統」(invention of tradition)も生み出された[ホブズボウム、レンジャー編 1992]。かくして、しきたりや慣習、現代風に言えば、ハビトゥス(habitus)、つまり経験に基づき諸個人の内に定着している知覚・思考・実践・行動を持続的に生み出す性向が問い直される時代になった。現在も女人禁制を遵守する山上ヶ岳山麓の洞川は断続的に批判に晒されてきたが、禁制は継続してきた。しかし、洞川は過疎化と少子高齢化に直面し今後の生き方の再考を迫られている。

16. 女人禁制の行方

女人禁制の見直しは、外部からの働きかけによることが大半である。政府の指令、博覧会、国立公園、文化財、フェミニズムなど、外部で新しい仕組みや制度や思想が作りだされることで問題視され、新聞・テレビなどのマスコミ、近年は SNS を通じて拡散し検討課題として浮かび上がってきた。山岳霊場が世界遺産や日本遺産に登録され、山岳信仰が伝統文化として評価されると共に、霊山の女人禁制の賛否が問われ、フェミニズムやジェンダーの研究者や人権運動家から集中的に抗議の目標にされた。特に、「紀伊山地の霊場と参詣道」(2004)の世界遺産への登録を巡っては山上ヶ岳の女人禁制が問題視され、最終的にはユネスコの判断でアトス山の先例や地元の伝統を考慮して登録が認められた。沖ノ島でも女人禁制が問題視されたが、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群(2017)として登録された。「遺産化」をめぐる女人禁制が顕在化し、新たな議論が巻き起こる。山岳霊場では、「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」(2013)が世界文化遺産に登録され、イベント、シンポジウム、出版物などで、山岳信仰の歴史への関心も高まった。

平成 27 年(2015)からは文化庁が日本遺産の認定制度を開始した。令和 2 年(2020)に開催予定であった東京オリンピックまでに 100 件程度を認定して、インバウンド(訪日外国人旅客)を迎え入れて観光の拡大に結び付け、地域活性化を目指したのである⁴⁰。構成要素には、有形文化財だけでなく無形文化財も取り込んだ。2010 年代の後半には、ユネスコの無形文化遺産の登録と並行して各地の「遺産化」が進んだといえる。日本遺産の審査に際しては「文化・伝統を語るストーリー」が重視され、有形や無形の文化財を地域が主体となって総合的に整備・活用すると共に、国内や海外への戦略的発信が求められた。従来文化財は「点」の保存・保護に重点を置いたが、日本遺産は点在する文化財を「面」や「線」で把握する。認定後 3 年間、ガイダンス施設などの環境整備に年間で上限 5000 万

円の補助が受けられ、自治体の自立的取り組みが求められた。令和 2 年 (2020) が最終年とされ総計 104 件になったが、その後も認定は続く。

政府の施策は 2000 年代に大きな変化を遂げた。平成 13 年 (2001) 12 月 7 日に文化・芸術振興の基本理念と国・地方公共団体の責務を明文化した文化芸術振興基本法が成立し、文化芸術の振興を国是とした。平成 29 年 (2017) には名称を文化芸術基本法に改め、振興に留まらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの関連政策も取り込み 6 月 23 日付で施行した。平成 30 年 (2018) 10 月 1 日付で文化庁の組織替えが行われ、政府は文化財を観光振興と連携させる姿勢を強めた。文化財政策は保存・保護から活用に変わり、市町村は独自の文化財活用計画の策定を促されたのである。文化観光推進法が令和 2 年 (2020) 4 月 17 日に公布、5 月 1 日に施行され、博物館などの文化施設、多言語対応や交通手段の改善への支援を強化し、「文化観光」が中軸に据えられた。令和 2 年には文化庁と日本遺産連盟は 2 月 13 日を「日本遺産の日」と定めて普及を図った。日本遺産は政策の目玉となり「文化の資源化」を展開した。しかし、地元の地域社会では少子高齢化や過疎化が進み、文化財担当の専門家は不足して質も低下し、財源も減少している。平成 30 年 (2018) 以降、日本の伝統文化や文化財は経済の論理に巻き込まれ大きく変質した。

日本遺産に登録された山岳霊場や巡礼地には、三徳山 (2015)、四国遍路 (2015)、^{だいせん}伯耆大山 (2016)、出羽三山 (2016)、^{おおやま}相模大山 (2017)、国東六郷満山 (2018)、西国三十三所観音霊場 (2019) がある。令和 2 年 (2020) には山岳信仰に関わる聖地として、「霊気満山 高尾山一人々の祈りが紡ぐ桑都物語」、[葛城修験一里人とともに守り伝える修験道はじまりの地]、[女性とともに今に息づく女人高野一時を超え、時に合わせて見守り続ける癒しの聖地] が選ばれた。特に女人高野の認定は女人禁制に関わる大きな動きであった。構成遺産は、高野町では高野山の不動坂口女人堂、女人道、^{ちよういしみち}槇尾道、町石道、お竹地藏尊、高野町以外では慈尊院 (乳型の絵馬

も含む。九度山町、^{べんいち}一山室生寺（宇陀市）、天野山金剛寺（河内長野市）であった。女人高野を主題に女人結界・女人禁制に関わる場所や習俗が歴史文化遺産として評価され、女性に対する負の要素を含む歴史伝承を逆転して新たに意味付け直す試みとなった。

日本遺産は過去の歴史を振り返り現代風の新しい物語を創り出して、「もう一つの歴史」(another history)を生成し、未来に向けて歩み出した。ただし、文化財や遺産を保護・保全から資源の活用へ転換したことで、文化の評価や価値付けによる差異を増大したことは事実である。行政から地域振興に適すると判断されたものだけが、手厚い予算を獲得することになった。しかし、文化財を評価する専門家は各地に十分には配置されておらず、研究成果の活用は不十分である。「遺産化」は大きな曲がり角に差し掛かっている。

女人禁制の維持や解禁に伴う言説は、近代化の進行に伴って「伝統」の言説を浮上させた。その過程で、様々な慣行や習俗、実践や観念が発見され、新たに意味付けられて取捨選択された。伝統は変わらないものではなく、政治や社会や経済の変動によって微妙なかたちで変わり続けている。伝統の揺らぎや伝統への問い掛けは常態となった。

女人禁制に関しての考察には近代の言説が圧倒的な力をもって働き掛けてきた。しかし、近代の言説は絶対的なものではない。山岳信仰を巡って顕在化する女人禁制の問題には、近代を再考し人間の生き方の在り方や質を問うという課題が含まれている。現代ではマスコミが女性差別の強調のために女人禁制の概念を拡大して解釈・乱用することで事態を複雑化した。女人禁制を問い直すという主題には、人間の感情・身体・認識・思想などの根源的な問題が関わり、今後の人間の生き方を再考することにも繋がっているのである。

注

- 1 山岳信仰の概要や個々の山岳の歴史に関しては〔鈴木 2015〕を参照されたい。
- 2 花摘堂には老母像が安置され、毎年、4月8日に女性が参詣して花を手向けたという（『近江国輿地志略』巻二十二、志賀郡第十七、花摘社）。
- 3 各地の事例として、多武峯（旧妙楽寺）では西大門跡に「女人禁制」の石柱、東大門脇には「女人堂道」の碑文、日光山は中禅寺道の途上に女人堂跡と巫女石、戸隠山は中院と奥院の間に女人結界、近くに女人堂跡と比丘尼石がある。醍醐寺は上醍醐への登拝路の女人堂（成身院）、鳥海山矢鳥口は二合目の木境、木曾御嶽山黒沢口は八合目女人堂、石鎚山の黒川道は女人還の行者堂、今宮道は矢倉の女人戻し、武州御嶽山は大嶽山頂手前の「おの子連供養塔」が結界で、相模大山の蓑毛道にも女人禁制碑が残る。秋葉山奥之院、園城寺奥之院、書写山円教寺など霊山の数多くは女人禁制であった。
- 4 貴女は舍利会を拝するため影向した女神で聖女社に祀られる。『山家要略記』「巖神靈応章」の一節「山上女人登山事」も尊意の『法性房贈僧正伝』を引き同様の記事を記す。
- 5 五代後周の釈義楚が編纂した仏教類書で顕徳元年（954）に完成した。
- 6 「高野山建立初結界時啓白文」「高野山建立壇場結界啓白文」。^{しんぜい}真濟編『性霊集』所収。
- 7 第十一条では「僧房に婦女を」「尼房に男夫を」泊めた時の罰則、第十二条には僧が尼寺に尼が僧寺に入ること禁止する。僧尼は平等の扱いである。
- 8 『日本書紀』敏達天皇 13 年（584）、蘇我氏が帰化人の女性三人（善信尼、禪蔵尼、恵信尼）を出家させ善信尼は 11 歳とある。識字能力者や巫女と推定される〔櫻井 1977:303〕。
- 9 仏教公伝の記事には後世の内容が混入して作為性があるという〔吉田 2012:168～289〕。
- 10 天平勝宝 4 年（752）の東大寺大仏開眼供養会は、仏伝 200 年記念の意味合いもあった。
- 11 山麓の辛野遺跡からは 7 世紀後半に遡る祭祀土器が発掘されている〔時枝 2016:110〕。
- 12 9 世紀の法具や仏像、10 世紀の黄金仏二体（阿弥陀如来座像・菩薩坐像）も発見された。黄金仏は宇多法皇の登拝の献納かと推定されている。弥山山頂の発掘品の金銅製三鈷杵も 8 世紀後半と鑑定され、金峯山から弥山・八経ヶ岳に至る大峯山北部は奈良時代に山頂登拝や祭祀が行われていた〔森下 2003:39〕。
- 13 医療の知識があり、呪術的な力を具えた者を登用し、法相宗の山林修行者が多い。
- 14 立山の伝承は、『類聚既驗抄』（鎌倉時代）、『伊呂波字類抄』十卷本「立山大菩

女人禁制と山岳信仰

- 薩頭給本縁起(鎌倉時代),『神道集』卷四「越中立山権現事」(南北朝時代)に記される。
- 15 立山は慈興が大宝元年(701)開山,大峯山は役行者が大宝元年,白山は泰澄が養老元年(717),伯耆大山は金蓮が養老2年(718),六郷満山は仁聞が養老2年,相模大山は良弁が天平勝宝7年(755),箱根山は満願が天平宝字元年(757),石鎚山は寂仙が天平宝字2年(758)の開山とされる。彦山はさらに古く忍辱の開山で仏教公伝に合わせて宣化3年(538),羽黒山も仏教公伝に近く能除太子の開山と伝え推古元年(593)である。
 - 16 9世紀には榛名山・立山・白山・彦山など多くの霊山で山頂遺跡が確認できる。
 - 17 日光山は平成28年(2016)に開山千二百五十年祭,白山は平成29年(2017)に開山千三百年祭,伯耆大山と六郷満山が平成30年(2018)に開山千三百年祭を行った。なお,平成30年には西国三十三所草創千三百年祭を執行した。
 - 18 『血盆経』の文献上の初見は,武蔵国深大寺長辨による「長辨私案抄」所収の正長2年(1429)2月,井田雅楽助忘母三十三回忌の諷誦文の中に記載がある[高達 1992:7]。
 - 19 用例は慶滋保胤『本朝文粹』(1060年頃)十四「為大納言藤原卿息女女御四十九日願文」[欲_下其奈_二此五障_一何_上。欲_下其奈_二彼五衰_一何_上]が古い。『平家物語』(14世紀前半)灌頂巻に「忝く彌陀の本願に乗じて,五障三従の苦しみをのがれ」とあり定着した様相を伝える。
 - 20 女人垢穢は,鳩摩羅什訳の法華経に,南斉の西域出身の僧,法意が永明8年(490)に漢訳で補填した部分にある。『転女身経』にも記述がある。
 - 21 曹洞宗の永平寺や信濃の善光寺でも『血盆経』を配布した。
 - 22 芸能史研究会(2021年5月14日)の発表資料,糸汐里「異本系『常盤問答』と『常盤物語』」に拠る。
 - 23 大門口,不動坂口(京口),大滝口(熊野口),龍神口,大峯口(野川口,東口),
くろこ 黒河口(大和口),相浦口をいう。黒河口には「此内へ女人入るへからず。若心得違之者有之におゐてハ可為曲事者也」と墨書があった[矢野 2020:8]。
 - 24 令和3年(2021)9月に予定されていた布橋灌頂会はコロナ禍のために中止となった。
 - 25 『富士吉田市史』史料編第2巻, No.293。
 - 26 「勝山記」天文24年の条。『富士吉田市史』史料編第2巻, No.302。
 - 27 『富士吉田市史』史料編第2巻, No.299。
 - 28 富士山の出現を,孝安天皇92年6月と明記した文献の初見は,寛永20年(1643)の林羅山『本朝神社考』「富士山」の中の一文という[竹谷 2011:15]。
 - 29 『富士吉田市史』史料編第5巻, No.604~606。『富士山明細帳』に図が残る。
 - 30 「月水を不浄なりとて忌むの理甚以て誤る也。人生ぜんために天より与え玉ふ故の水なれば,花水と名付け置き玉へば,曾て忌み玉ふ事なし。却って清浄の

水なり』『三十一日の巻』六月十四日条。

- ³¹ 当初は「不二孝」であったが、天保9年（1838）以降は、「不二道」と称した。
- ³² 外国人女性の初登山は慶應3年（1867）で英国のパークス夫人である〔竹谷 2011:156〕。
- ³³ 月山の登拝道にも「木三里、草三里、石三里」の区分があった〔岩鼻 2006:197〕。
- ³⁴ 稲荷社、浅間社、大日社を併せて中宮三社と称した。『富士吉田市史』史料編第2巻, No.360, 400
- ³⁵ 上宮・中宮・下宮の三宮を祀るのは、立山、白山、英彦山、宝満山、霧島山、石鎚山などで、中宮に女人結界を設ける事例も幾つかある。
- ³⁶ 一連の方策は、明治3年間10月下旬の天社神道（陰陽道）禁止、同年12月9日土御門家を大学御用掛から罷免、4年10月14日六十六部の禁止、4年10月28日普化宗（虚無僧）廃止、明治5年3月27日女人結界解禁、5年4月25日肉食蓄髮勝手令、5年6月12日神社祭典への僧尼参詣許容、5年6月13日神社参詣の死穢の緩和、5年8月17日僧官廃止、5年8月30日願い出なき寺社創建の禁止、5年9月14日僧尼の苗字の令、5年9月15日の修験宗廃止令、5年11月8日無檀・無住の寺院の廃止、5年11月9日僧侶托鉢の禁止、明治6年正月19日に僧侶位階廃止令が出て、特権身分は消滅した。
- ³⁷ 概数は〔中山 1984（1930）：426〕に基づく。
- ³⁸ 日本最初の博覧会は、明治4年（1871）に京都の西本願寺で行われ、これを機に京都府と民間が合同協力して京都博覧会社が創立され、明治5年3月10日から5月30日まで、西本願寺・建仁寺・知恩院を会場として第1回京都博覧会を開催した。外国人観光客は770人であった〔工藤 2008:90〕。女人結界の解禁通知は会期中の3月27日に出された。
- ³⁹ 一連の経緯に関しては、年表を作成して動きを明確にした〔鈴木 2021:329～335〕。
- ⁴⁰ 「日本遺産（Japan Heritage）について」文化庁 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/index.html

参 考 文 献

- 岩科小一郎 1983 『富士講の歴史』 名著出版。
- 岩鼻通明 2006 「山岳信仰と女人禁制—立山と羽黒山の比較から—」 安田喜憲編 『山岳信仰と日本人』 NTT 出版, 193～201 頁。
- 牛山佳幸 1990 『古代中世寺院組織の研究』 吉川弘文館。
- 牛山佳幸 1996a 「女人禁制」『日本の仏教』6（論点 日本仏教）法蔵館, 74

～79 頁.

牛山佳幸 1996b 「『女人禁制』再論」『山岳修験』17号, 日本山岳修験学会,
1～11 頁.

牛山佳幸 2005 「『女人禁制』の成立事情と歴史的意義をめぐる再検討」科学
研究費補助金研究成果報告書, 信州大学.

牛山佳幸 2008 「女人禁制・女人結界」金子幸子・黒田弘子・菅野則子・義
江明子編『日本女性史大辞典』吉川弘文館, 557～558 頁.

牛山佳幸 2021 「いわゆる「女人高野」の起源と諸類型」『山岳修験』67号
日本山岳修験学会, 1～22 頁.

小栗栖健治 2011 『熊野観心十界曼荼羅』岩田書院.

川内教彰 「『血盆経』受容の思想的背景をめぐる」『佛教大学 仏教学部
論集』100号, 15～36 頁.

工藤泰子 2008 「明治初期京都の博覧会と観光」『京都光華女子大学研究
紀要』46号, 77～100 頁.

高逵奈緒美 1992 「越中立山における血盆経信仰 I」『富山県立山博物館調
査研究報告書 I』富山県立山博物館, 1～27 頁.

牧野和夫・高逵奈緒美 「血盆経の受容と展開」岡野治子編『女と男の時空
日本女性史再考 III』藤原書店, 81～115 頁.

櫻井徳太郎 1977 「初期仏教の受容とシャマニズム」『日本のシャマニズム』
下巻, 吉川弘文館, 283～304 頁.

佐藤文子 2020 「宗教史としてみた女身の性と生」伊藤聡・佐藤文子編『日
本宗教の信仰界』(日本宗教史5) 吉川弘文館, 8～38 頁.

静岡県富士山世界遺産センター編 2021 『富士山表口の歴史と信仰—浅間
大社と興法寺—』静岡県富士山世界遺産センター.

島津良子 2017 「女人禁制の解除過程—境内地から地域社会へ—」『比較家
族史研究』31号, 弘文堂, 26～42 頁.

菅谷文則 1995 「大峯山寺の発掘」『山岳修験』16号, 日本山岳修験学会,

46～62 頁.

鈴木正崇 2002 『女人禁制』吉川弘文館（講談社学術文庫, 2022）.

鈴木正崇 2015 『山岳信仰—日本文化の根源を探る—』中央公論新社.

鈴木正崇 2018a 「明治維新と修験道」『宗教研究』392 号, 日本宗教学会,
131～157 頁.

鈴木正崇 2018b 「山岳信仰と仏教—開山の思想を中心に—」『現代思想』46
巻 6 号（総特集 仏教を考える）青土社, 311～322 頁.

鈴木正崇 2021 『女人禁制の人類学—相撲・穢れ・ジェンダー—』法蔵館.
平 雅行 1992 「顕密仏教と女性」『日本中世の社会と仏教』塙書房, 391～
426 頁.

竹谷鞠負 2011 『富士山と女人禁制』岩田書院.

時枝 務 2016 『山岳宗教遺跡の研究』岩田書院.

時枝 務 2018 『山岳霊場の考古学的研究』雄山閣.

徳永誓子 2015 「修験道の成立」時枝務・長谷川賢二・林 淳編『修験道史
入門』岩田書院, 77～92 頁.

苦小牧誠一 2020 「空海撰述の「祖典」化をめぐって—空海第三地菩薩説と
『御遺告』の成立」阿部泰郎編『中世文学と寺院資料・聖教』竹林
舎, 40～66 頁.

長野 覺 1987 『英彦山修験道の歴史地理学的研究』名著出版.

中山太郎 1984 『日本巫女史』パルトス社（初版, 大岡山書店, 1930）.

中山正典 2013 『富士山は里山である—農がつくる山麓の風土と景観—』農
山漁村文化協会.

西海賢二 2008 『富士・大山信仰』岩田書院.

西口順子 1987 『女の力—古代の女性と仏教—』平凡社.

野村育世 2004 「室町時代に普及した差別観」『仏教と女』吉川弘
文館.

長谷川賢二 2016 「修験道史のみかた・考えかた」『修験道組織の形成と地

- 域社会』岩田書院, 7~42 頁.
- 日野西眞定 1989 「高野山麓莉萱堂の発生と機能—特に千里御前の巫女的性格について—」大隅和雄・西口順子『女性と仏教 4 巫と女神』平凡社, 241~290 頁 (『高野山信仰史の研究』岩田書院, 2016 に再録).
- 廣瀬誠・清水巖 1995 『山と信仰 立山』佼成出版社.
- 福江 充 1998 『立山信仰と立山曼荼羅—芦峯寺衆徒の勸進活動—』岩田書院.
- 富士吉田市歴史民俗博物館編 1997 『富士山明細図』富士吉田市歴史民俗博物館.
- ホブズボウム・エリック, レンジャー・テレンス編 1992 『創られた伝統』(前川啓治, 梶原景昭他訳) 紀伊国屋書店. Hobsbawm, Eric and Ranger, Terence. eds., 1983. *The Invention of Tradition.*, Cambridge: Cambridge University.
- 松本郁代 2020 「日本宗教における「性」の多様性」伊藤 聡・佐藤文子編『日本宗教の信仰世界』(日本宗教史 5) 吉川弘文館, 69~91 頁.
- 三橋 正 1989 「『延喜式』穢規定と穢意識」『延喜式研究』2 号, 延喜式研究会, 40~75 頁.
- 宮家 準 1988 『大峰修験道の研究』佼成出版社.
- 宮崎ふみ子 2015 「女人禁制—富士登拝をめぐる—」島菌 進・高埜利彦・林 淳・若尾政希編『他者と境界』(日本人と宗教 6 近世から近代へ) 春秋社, 51~86 頁.
- 森下恵介 2003 「大峯山系の遺跡と遺物」山の考古学研究会編『山岳信仰と考古学』同成社, 23~42 頁.
- 鷲尾順敬・神龜法壽 1933 「女人結界の廃止顛末」松岡讓編『現代佛教』第 105 号 (十周年記念特輯號) 大雄閣書房, 230~236 頁.
- 柳田國男 1998 「妹の力」『柳田國男全集』第 11 卷, 筑摩書房, 243~447 頁

(初版, 創元社, 1940).

矢野治美 2020 「『金剛峯寺日並記』にみる女人禁制」和歌山県人権研究所
編『女人禁制 伝統と信仰』阿吽社, 6~24 頁.

吉田一彦 1989 「龍女の成仏」大隅和雄・西口順子編『女性と仏教2 救いと教え』平凡社, 45~91 頁.

吉田一彦 2012 『仏教伝来の研究』吉川弘文館.